

鹿屋市森林整備地域活動支援交付金交付要綱等の一部を改正する要綱

(鹿屋市森林整備地域活動支援交付金交付要綱の一部改正)

第1条 鹿屋市森林整備地域活動支援交付金交付要綱(平成18年鹿屋市告示第28号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第4号様式、別記第6号様式及び別記第8号様式中「印」を削る。

(鹿屋市緊急養殖業振興対策利子助成金交付要綱の一部改正)

第2条 鹿屋市緊急養殖業振興対策利子助成金交付要綱(平成18年鹿屋市告示第29号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第6号様式中「印」を削る。

(鹿屋市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の一部改正)

第3条 鹿屋市鳥獣被害対策実施隊設置要綱(平成24年鹿屋市告示第111号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(鹿屋市漁業経営改善対策事業補助金交付要綱の一部改正)

第4条 鹿屋市漁業経営改善対策事業補助金交付要綱(平成27年鹿屋市告示第132号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

(鹿屋市伐採及び伐採後の造林の届出書等に関する取扱要綱の一部改正)

第5条 鹿屋市伐採及び伐採後の造林の届出書等に関する取扱要綱(令和元年鹿屋市告示第56号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第10号様式、別記11号様式及び別記12号様式中「印」を削る。

(鹿屋市種子島周辺漁業対策事業補助金交付要綱の一部改正)

第6条 鹿屋市種子島周辺漁業対策事業補助金交付要綱(令和2年鹿屋市告示第61号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。